

会津圏域地域公共交通網形成計画の変更及び利便増進実施計画の変更について

(1) 会津圏域地域公共交通計画の概要

- 会津圏域地域公共交通計画は、鉄道を含む福島県地域公共交通計画とは異なり、会津圏域内の広域路線バスを中心に会津圏域の“広域的な”地域公共交通のマスタープランとしての役割を果たすものです。
- なお、計画期間は現計画と同様の6年とします。

表 会津圏域地域公共交通計画の概要

項目	福島県地域公共交通計画	会津圏域地域公共交通計画	各自治体の地域公共交通計画
計画の区域	○福島県全域	○会津圏域6市町村全域	○各自治体全域
計画の対象	○広域交通（鉄道・広域路線バス・高速バス） ○広域交通拠点（空港・新幹線・広域交通と域内交通が接続する駅やバス停）	広域交通（広域路線バス）	○各自治体内にある交通機関（域内交通中心）
計画の期間	○令和6年度～令和12年度までの7年間	○令和8年度～令和13年度までの6年間	○各自治体により異なるが概ね5年間
計画の位置づけ	○市町村間をまたいで運行する広域交通や拠点との接続に重点を置いて、方針や取組の方向性などを示す。	○会津圏域内の複数市町村をまたいで運行する広域交通に重点をおいて、方針や取組の方向性などを示す。	○域内交通の方針や方向性などを示す。

(2) 会津圏域地域公共交通計画及び会津圏域利便増進実施計画の概要

1) 会津圏域地域公共交通計画の目次（案）

- 国では地域公共交通計画の実質化に向けて、シンプルで一貫性のある計画の策定が求められていることから、今後実施するアクション（計画目標・施策・事業・計画達成状況の評価等）の記載をより充実させることに留意します。このため、従来の現状整理パートは、課題抽出に関する情報のみ計画に記載するほか資料編に回す等のコンパクト化を図ります。
- 計画の内容は、大勢の住民に分かりやすく内容を伝えられるよう、必要最小限の記載に留めることや、一般の方が理解しやすい表現や用語を用います。

会津圏域地域公共交通計画 目次（案）

章	タイトル	内容（概要）
第1章	計画の概要	○計画の目的・計画の区域・計画の対象・計画の期間
第2章	会津圏域の地域公共交通を取り巻く現状と課題	○会津圏域の課題
第3章	公共交通の基本方針及び目標	○基本方針、地域公共交通ネットワークの将来像、計画の目標、指標の算出方法と目標値の設定方法
第4章	目標達成のための施策及び事業	○施策体系、事業内容、事業の実施スケジュール
第5章	計画の推進方法	○計画の推進体制、PDCAサイクルによる評価・検証

2) 会津圏域地域公共交通利便増進実施計画の目次（案）

○地域公共交通利便増進実施計画とは、地方公共団体が中心となって地域公共交通計画に基づいた地域公共交通ネットワークの再編成や、ダイヤ・運賃等の見直しも含めた利用者の利便の増進に資する取組を通じて、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を図る事業を実施するための計画です。

会津圏域地域公共交通利便増進実施計画 目次（案）

章	タイトル	内容（概要）
第1章	序論	○計画の目的・計画の区域・計画の位置づけ・計画期間
第2章	利便増進事業の内容・実施主体	○事業の全体像・再編する方面（例：会津会津若松市方面、会津美里町方面等）
第3章	事業実施に必要な資金の額及び調達方法	
第4章	事業実施による効果	○利便増進事業の実施により想定される効果・地域公共交通計画の目標に対する利便増進事業の位置づけ
第5章	関係市町村による支援の内容	
第6章	関係施策との連携に関する事項	○会津若松駅前整備事業・会津若松市立地適正化計画・喜多方市立地適正化計画の概要を掲載

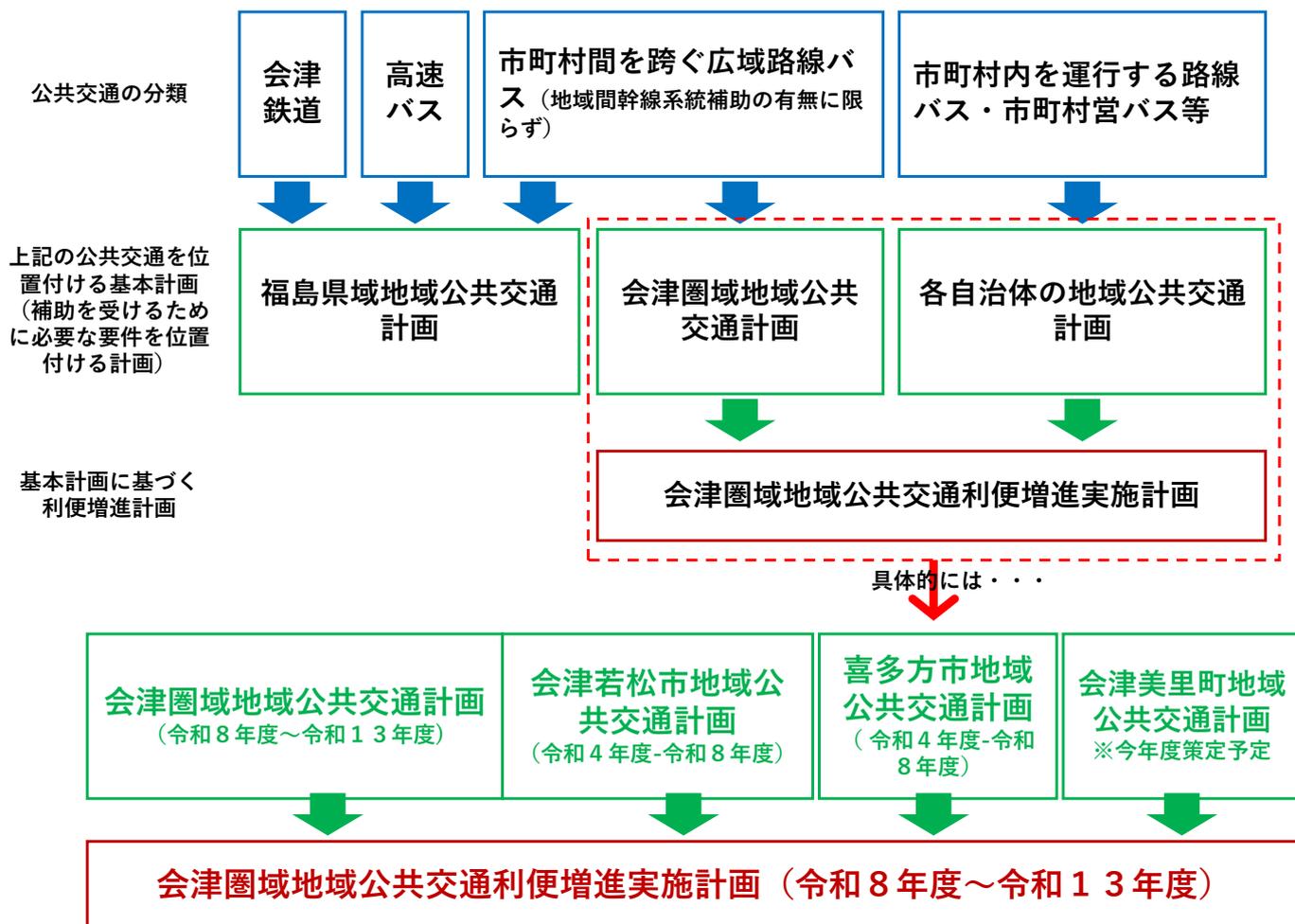
注) 利便増進事業の対象とある路線のみ計画に記載

(3) 各計画の関連性

- 会津圏域地域公共交通計画については、基本的には市町村間を跨ぐ広域路線バスを対象とした施策・事業等を記載する想定です。(鉄道、高速バスは県計画、市町村内の公共交通は各市町村の計画に位置付け)
- 地域間幹線系統補助及び地域内フィーダー系統補助の要件の一つに、地域公共交通計画を策定し、路線の概要や補助の必要性等を位置付ける必要があります。圏域内の地域間幹線系統については、県計画と圏域計画の2つを根拠計画とします。一方、地域内フィーダー系統補助については、各市町村が策定している計画を根拠計画とします。
- この上で、利便増進計画の策定にあたっては、地域公共交通計画(基本計画)を策定していて、かつ利便増進事業を活用することを記載している必要があります。
- なお、1つの利便増進計画に対して、基本計画は複数位置付けられていても問題ないことを国へ確認済みであるため、今後もフィーダー系統補助の特例を受けたい場合には、各市町村の地域公共交通計画と、圏域での利便増進計画の認定を受けることで補助を受けられる可能性があります。(利便増進事業に合致する見直しであることが必要)

※地域公共交通計画を策定していない市町村が、新たに補助を受けたい、利便増進計画の特例を受けたいという場合、既に計画を策定している市町村との整合を図る上では、市町村ごとに地域公共交通計画を策定してもらうことが必要。

→圏域計画に地域内交通を含めることも考えられるが、既に計画を策定している市町村との整合をどう図るのかは要検討。(少なくともそれらの市町村の合意は必要)



(4) 今年度の進め方 ※全体スケジュール(案)は別紙参照

1) 会津圏域地域公共交通計画

○公共交通計画は、公共交通の方針や計画期間内での目標を示すものであるため、利便増進計画に示す個別事業のことだけでなく、広い視点において課題や施策等を検討・整理します。

表 計画策定に向けた役割分担(案)

章タイトル	実施主体		
	県	関係市町村・会津バス	コンサル
計画の概要	○案の確認	○案の確認	○計画の目的・計画の区域・計画の対象・計画の期間を盛り込んだ(案)の作成
会津圏域の地域公共交通を取り巻く現状と課題	○課題(仮説)の検討 ○案の確認	○課題(仮説)の検討 ○課題抽出に必要なデータの提供 ○案の確認	○現況整理に必要なデータの収集・分析・とりまとめ ○課題(案)の作成
公共交通の基本方針及び目標	○案の確認	○案の確認	○基本方針(案)の作成 ○基本目標(案)の作成 ○公共交通ネットワークの将来像(案)の作成 ○数値目標作成のためのデータ収集・目標値(案)の作成
目標達成のための施策及び事業	○案の確認	○案の確認 ※施策一事業は利便増進実施計画と関わるため、要確認	○施策体系(案)の作成 ○事業内容(案)の作成 ○事業の実施スケジュール(案)の作成
計画の推進方法	○案の確認	○案の確認	○計画の推進体制(案)作成 ○PDCAサイクルによる評価・検証(案)の作成
協議会・幹事会の開催・運営支援	○日程調整 ○会場手配 ○司会・進行 ○質疑応答対応	○日程調整 ○出席者への事前説明	○資料説明 ○質疑応答対応

2) 会津圏域地域公共交通利便増進実施計画

- 検討対象路線の選定や利便増進事業内容の検討を関係市町村・県・会津バスが先行して進め、ワーキングの場等で出してもらい、それに対して協議を進め具体的な再編案の作成を進めます。
- なお、検討にあたり利用実績等のデータ共有が必要な場面においてはコンサルが集計・分析を行いワーキング等で報告するとともに、計画のとりまとめはコンサルが素案を作成し、ワーキングの場で協議します。

表 計画策定に向けた役割分担（案）

章タイトル	実施主体		
	県	関係市町村・会津バス	コンサル
序論	○案の確認	○案の確認	○計画の目的・区域・位置づけ・計画期間（案）の作成
利便増進事業の内容・実施主体	○事業概要・事業実施時期の検討	○事業概要・事業実施時期の検討	○事業概要・事業実施時期の作成 ○事業全体図の作成 ○運行概要図の作成
事業に必要な資金の額及び調達方法	○記載内容全体の確認	○会津バス：事業別総事業費の算出 ○関係市町村：事業別総事業費及び資金調達方法の確認	○資金調達方法の検討・とりまとめ
事業実施による効果	○案の確認	○案の確認	○事業の効果（案）の作成
関係市町村による支援の内容	○案の確認	○案の確認	○支援の内容（案）の作成
関係施策との連携に関する事項	○記載内容の確認	○記載内容の確認	○会津若松駅前整備事業・会津若松市立地適正化計画・喜多方市立地適正化計画の概要を掲載
協議会・幹事会の開催・運営支援	○日程調整 ○会場手配 ○司会・進行 ○質疑応答対応	○日程調整 ○出席者への事前説明	○資料説明 ○質疑応答対応

